

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年4月7日(木) 15時00分～16時00分
2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室
3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男
4. 議事録署名委員の指名
5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
報告事項 第1号	農用地利用配分計画の認可について
報告事項 第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和4年第4回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 杉田委員、4番 川名委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から3について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 山本 越沢 2391 番 1 他 2 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1596 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの75歳の方、譲受人は市内山本にお住いの53歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが高齢のため耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は隣接地の住宅を購入しており、新規に農業を始めるとのことです。

整理番号2 所在地は 山本 宮田 2460 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 595 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、整理番号1と同じ南房総市にお住いの75歳の方、譲受人は市内山本にお住いの65歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが高齢のため耕作できないため、

譲り渡します。譲受人はこの農地を取得して、野菜を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 竹原 御霊 3096 番2、登記地目、現況地目、共に田で850㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住まいの69歳の方です。譲受人は市内竹原にお住まいの49歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲り渡します。譲受人はこの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から3ページ、整理番号1から9について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ、整理番号1と2は同一の事業ですので、一括して説明します。

所在地は 正木 干潟 1222 番 14、他 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 623 ㎡の所有権移転の案件です。

申請人は柏市にお住まいの 54 歳の方です。

転用の事由及び施設は、サプリメントを提供する会社に勤務しているが、顧客に対する付加サービスとして、住宅及び休憩施設を備えた保養及び交流施設、木造 3 階建て 79.49 ㎡を建設するとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 5 月 1 日から工事着手し、令和 5 年 3 月 31 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 3 から 5 は同一の事業ですので、一括して説明します。

所在地は 亀ヶ原 川間 1021 番 2 他 5 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 2209.99 ㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、業務の拡大に伴い、資材置場（砂利・砕石・建築用資材・コンクリート製品等）が不足しているためとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 5 月 15 日に工事着手し、令和 4 年 12 月 25 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 6、所在地は 北条 北川井 2165 番 7、登記地目、田、現況地目、畑で 330 ㎡の所有権移転の案件です。

申請人は東京都調布市にお住いの 56 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、都内で家族と賃貸住宅に暮らしているが、リモートワークなので、都内の会社には月 4 回程度の出社で済むため、専用住宅木造平屋 110.55 ㎡を建て、出身地である館山市内に転居したい。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 5 月 15 日から工事着手し、令和 4 年 9 月 30 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 7、所在地は 八幡 上浜田 150 番 8 他 1 筆、登記地目、田、

現況地目、共に畑で合計 364 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内那古にお住まいの 79 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、那古で飲食店を営んでおり店舗兼住宅に居住しているが、終の棲家として専用住宅、木造平屋 89.23 m²を建て暮らしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 5 月 10 日から工事着手し、令和 4 年 12 月 20 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 8、所在地は 宮城 北新地 1031 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 1486 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内長須賀の法人です。

転用の事由及び施設は、建設業を営んでいるが、地権者より現在、借りている南房総市内の資材置場の契約を解除する旨、申し入れがあったので、申請地を資材置場（建築資材等）として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められる農地と都市計画法の用途区域内にある農地が混在しますので、第 2 種農地と第 3 種農地の混在と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 5 月 10 日から工事着手し、令和 4 年 8 月 25 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 9、所在地は 竹原 筒井 285 番、登記地目、現況地目、共に畑で 664 m²の内 396.83 m²の使用貸借権設定の案件です。

申請人は千葉市にお住まいの 38 歳と 39 歳のご夫婦の共有です。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まいなので、実家の母名義の土地に専用住宅、木造平屋 121.74 m²を建て、暮らしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 6 月 1 日から工事着手し、令和 4 年 12 月 25 日に完成予定になってい

ますので、該当しないと考えられます

また、全ての案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1と2については、住宅及び休憩施設を備えた保養及び交流施設を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号3から5については、資材置場を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号6については、専用住宅を建設するための申請になります。

6番委員、ご意見等ございますか。

6番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長	整理番号 7 については、専用住宅を建設するための申請になります。 6 番委員、ご意見等ございますか。
6 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 8 については、資材置場を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 9 については、専用住宅を建設するための申請になります。 4 番委員、ご意見等ございますか。
4 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、議案番号 1 から 9 について一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の4ページから7ページ、整理番号1から27について審議します。そのうち、整理番号3の案件は、推進委員に関する案件です。

農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限にあたりますので、審議開始から終了までは、推進委員には退席をお願いします。

それでは、整理番号3について審議します。

推進員退席により、暫時休憩といたします。

(推進委員 退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

副主幹

それでは、私の方から説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

整理番号3 所在地は、水玉 御坪 315 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,985 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 90 kg、10 a 当たり 30 kgです。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の農事組合法人です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

推進委員の入室により、暫時、休憩とします。

(推進委員 着席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

残りの案件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

副主幹

それでは、私の方から説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、南条 簾 783 番 地目は田で、面積 1,490 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1等米 60 kg、10 a 当たり 40 kg

です。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者は西長田の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、広瀬 堀間 1582 番 地目は畑で、面積 1,049 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は千葉市緑区にお住まいの方、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、飯沼 堂下 14 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,076 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は鴨川市にお住まいの方、借受者は館山の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、笠名 浜 1545 番 地目は畑で、面積 495 m²、貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10 a 当たり 20,202 円です。貸付者は長須賀にお住まいの方、借受者は館山の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、笠名 浜 1554 番 地目は畑で、面積 495 m²、貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10 a 当たり 30,303 円です。貸付者は笠名にお住まいの方、借受者は館山の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、広瀬 大舞台 1659 番 1 地目は田で、面積 792 m²、貸借権の設定で、賃料は 40,000 円、10a 当たり 50,505 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は館山の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、菌 田辺 1072 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,562 m²、貸借権の設定で、賃料は 27,500 円、10a 当たり 4,944 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、竹原 田辺前 3050 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,912 m²、貸借権の設定で、賃料は 29,500 円、10 a 当たり 4,990 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1

年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、亀ヶ原 新田 639 番 地目は田で、面積 895 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 4,475 円、10 a 当たり 5,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方の共有名義です。借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までの 1 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、藤原 外原 795 番 地目は田で、面積 452 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10 a 当たり 22,124 円です。貸付者は大神宮にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、沼 宮田 1760 番 地目は田で、面積 743 m²、賃貸借権の設定で、賃料はもち米 1 等米 30 kg、10 a 当たり 40 kg です。貸付者は沼にお住まいの方の共有名義です。借受者は館山の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 13 所在地は、沼 根ヶ谷 1816 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,659 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 280 kg、10 a 当たり 60 kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者は館山の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日まで 10 年間で、再設定です。

整理番号 14 所在地は、広瀬 荻分 1455 番 1 地目は田で、面積 2,988 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10 a 当たり 10,040 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 15 所在地は、広瀬 金ヶ坪 1474 番 1 外 3 筆 地目は田で、合計面積 9,205 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 270 kg、10 a 当たり 29 kg です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 16 所在地は、布沼 平砂浦 1209 番 32 外 1 筆、地目は原野・山林原野・田で、合計面積 1,007 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10 a 当たり 19,861 円です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14

年4月30日までの10年間で、再設定です。

整理番号17 所在地は、広瀬 金ヶ坪1477番 外1筆 地目は田で、合計面積5,071㎡、賃貸借権の設定で、賃料は米150kg、10a当たり30kgです。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は大神宮の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号18 所在地は、犬石 内川田622番1 地目は田で、面積638㎡、賃貸借権の設定で、賃料は10,000円、10a当たり15,674円です。貸付者は犬石にお住まいの方の共有名義です。借受者も犬石の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間で、再設定です。

整理番号19 所在地は、稲 四之坪1254番 地目は田で、面積1,034㎡、賃貸借権の設定で、賃料は9,000円、10a当たり8,704円です。貸付者は稲にお住まいの方、借受者は寶貝の方です。設定の期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間で、再設定です。

整理番号20 所在地は、高井 上畑作1787番 地目は田で、面積2,703㎡、賃貸借権の設定で、賃料は16,218円、10a当たり6,000円です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号21 所在地は、正木 白沼1029番 地目は田で、面積3,000㎡、賃貸借権の設定で、賃料は15,000円、10a当たり5,000円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号22 所在地は、正木 西郷327番 外1筆 地目は田で、合計面積4,127㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号23 所在地は、西長田 両木1264番 地目は田で、面積3,548㎡、賃貸借権の設定で、貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号24 所在地は、大戸 横枕280番 外6筆 地目は田で、合

計面積 5,964 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 2 俵、貸付者は千葉市若葉区にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 25 所在地は、南条 横枕 615 番 2 外 1 筆 地目は田で、合計面積 395 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は山萩にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 26 所在地は、水玉 東門 331 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,705 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 2.86 俵、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 27 所在地は、竹原 外之町 2912 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,334 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 1.67 俵、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上 26 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 8 ページ、整理番号 1 から 5 について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

では、引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和4年1月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

それでは8ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、安布里 五反田 174 番 地目は田で、面積 3,090 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 52,000 円、10 a 当たり 16,828 円です。借受者は安布里の方です。期間は、認可公告日の令和4年2月21日から令和13年11月30日までの約9年9ヵ月です。

整理番号2 所在地は、稲 奥野 1090 番 1 外 4 筆 地目は田で、合計面積 7,923 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が寶貝にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、10 a 当たり 30 kg です。借受者は竹原にお住まいの方です。期間は、認可公告日の令和4年2月21日から令和13年2月28日までの約9年1ヵ月です。

整理番号3 所在地は、稲 参之坪 1173 番 1 地目は田で、面積 1,855 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が埼玉県川口市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 9,275 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の農事組合法人です。期間は、認可公告日の令和4年3月9日から令和14年1月31日までの約9年10ヵ月です。

整理番号4 所在地は、上真倉 平田 2520 番 地目は田で、面積 2,567 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が上真倉にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 12,835 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の農事組合法人です。期間は、認可公告日の令和4年3月9日から令和9年1月31日までの約4年10ヵ月です。

整理番号5 所在地は、竹原 横枕 3098 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,382 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が竹原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 16,910 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和4年3月9日から令和9年1月31日までの約4年10ヵ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定によ

る合意解約について」を報告します。

資料の9ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

それでは、9ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、湊 作ノ田 550 番 地目は田で、面積 1,101 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、農機具の運搬が困難であるためとのことです。

整理番号2 所在地は、高井 上畑作 1787 番 地目は田で、面積 2,703 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、農地中間管理機構へ移行するためとのことです。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

以上で、第4回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

脚 田 安 保

館山市農業委員会委員

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

川 名 辺 比